



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

本年施行が予定される法令の一部について概要をご紹介します。

◆改正電子帳簿保存法（1月1日施行）

改正電子帳簿保存法(R4. 1. 1施行)により、電子取引に係るデータは電子保存が義務付けられ、紙に印刷して保存することは不可とされましたが、**一定の要件を満たす場合に紙媒体によって保存することを認めていた経過措置が令和5年12月31日をもって撤廃**されます。

◆戸籍法改正（3月1日施行）

現在、戸籍証明書等は本籍地の市区町村のみで交付されておりましたが、**改正後は最寄りの市区町村の窓口でも交付を受けること**、欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても1箇所の市区町村の窓口でまとめて交付を受けることができます（**広域交付**）。また、本籍地ではない市区町村の窓口で戸籍の届出を行う際に、**戸籍証明書等の添付が原則不要**となります。

◆労働法関連の改正（4月1日施行）

働き方改革の一環として労働環境の整備・充実が進んでいます。会社その他の団体において対応すべき制度改正は次のようなものです。

- ・雇入れの際、**就業場所および従事すべき業務の変更の範囲や更新上限の有無および内容、無期転換に関する条件**を明示することが義務づけられます。（改正労働基準法施行規則）
- ・裁量労働制について、**専門業務型裁量労働制の対象業務として数種の業務が追加**されるほか、労使協定等に記載すべき事項が追加されます。（改正労働基準法施行規則）
- ・**ドライバー、建設業、医師**などの特定業種についても労働時間の上限規制が適用されます。（改正労働基準法(R1. 4. 1施行)上の猶予期間の満了）
- ・リスクアセスメント対象物を扱う全ての事業場において化学物質管理者（事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理する担当者）の選任が義務付けられます。（労働安全衛生規則）

◆障害者差別解消法（4月1日施行）

障害を理由とする差別の解消の一層の推進のため、民間企業の障害者雇用はもとより、飲食店や小売店などでも障害のある方に対する**必要かつ合理的配慮の提供が義務化**されます。「必要かつ合理的な配慮」の内容は多様かつ個別性の高いものであるため、内閣府ポータルサイト等を確認するなど、対応策を検討することが必要となります。

◆民法改正（4月1日施行）

嫡出推定制度が見直され、①**婚姻の解消等の日から300日以内に子が生まれた場合であっても、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定することとし**、②**女性の再婚禁止期間を廃止**し、③**嫡出否認権を、子及び母にも認めることとし**、④**嫡出否認の訴えの出訴期間が1年から3年に伸長**されました。

◆気候変動適応法（4月1日施行）

熱中症予防を強化するため、熱中症警戒アラートが「**熱中症警戒情報**」として**法定化**され、適当な冷房設備を有する等の要件を満たす施設を、市町村長が熱中症特別警戒の発表期間中一般に開放される「**指定暑熱避難施設**」（クーリングシェルター）として指定できる等が定められました。

◆不正競争防止法、特許法、商標法改正（4月1日施行）

知的財産分野におけるデジタル化・国際化の更なる進展などの環境変化を踏まえ、制度の見直しが図られます。①ブランド・デザインの保護強化、②営業秘密・限定提供データの保護強化、③損害賠償額の算定規定の拡充、④外国公務員贈賄罪の強化・拡充、⑤コンセント制度（先行登録商標の権利者の同意があれば両商標の併存登録を認める制度）の導入、⑥他人の氏名を含む商標の登録要件の緩和等が定められました。

◆改正金融商品取引法（4月1日施行）

改正金融商品取引法では、企業開示の効率化の観点から、上場会社の開示書類の一つとして3カ月ごとに開示が義務付けられてきた「**四半期報告書**」が廃止され、証券取引所の定める有価証券上場規程に基づいて開示される「**決算短信**」に**一本化**されます。

◆児童福祉法（4月1日施行）

①子育て世帯への包括的支援に向けた体制強化・事業拡充（**こども家庭センターの設置**や相談機能の整備）、②児童や困難を抱える妊婦などへの支援の質の向上、③社会的療育経験者・障害児入所施設の入所児童等への自立支援強化（**22歳までの入所継続が可能**）、④一時保護開始時の判断に関する司法審査導入、⑤児童をわいせつ行為から守るための環境整備（**児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化**等）が定められました。

◆厚生年金保険法・健康保険法改正（10月1日施行）

短時間労働者を除く被保険者の総数が常時50人を超える事業所について、特定の条件を満たした**パート・アルバイト等の短時間労働者も社会保険に加入させることが義務付け**られます。

◆フリーランス保護新法（11月までに施行）

取引においてとかく弱い立場に置かれがちなフリーランス(特定受託事業者)を保護する法律が施行されます。下請法と異なり、**資本金の多寡を問わずにすべての事業者が対象**となるので、委託者側は対応を迫られます。規制の一例は下記の通りです。

- ・仕事の内容や報酬額等の**書面等による明示**
- ・給付/役務提供の完了日から**60日以内の報酬支払**
- ・給付/役務提供の**受領拒否、報酬の減額や著しく低い報酬**を定めること等の禁止
- ・**契約不更新・中途契約する場合の事前予告**
- ・**ハラスメント対策**